

青森県報

第八百八十八号

令和七年
三月十四日
(金曜日)

目次

規則

- 青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則……………(保健衛生課) ……一
- 青森県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則……………(同) ……一

告示

- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(障が課) ……二
- 公有水面埋立ての承認の申請の要領……………(港湾空港課) ……二
- 漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………(西北地域民局) ……三
- 右 同……………(下北地域民局) ……四

公告

- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(構造成策課) ……四
- 森林病虫害等防除法第五条第一項の規定による命令に係る事項……………(林政課) ……四
- 知事管理漁獲可能量の変更の公表……………(水産振興課) ……五
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……五
- 青森県石油コンビナート等防災計画修正の要旨……………(消防保安課) ……六

規

則

青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第五号

青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則

青森県公衆浴場規則(昭和二十八年十一月青森県規則第百十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号ハ中「大腸菌群」を「大腸菌」に、「一個」を「コロニー形成単位」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

青森県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第六号

青森県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

青森県製菓衛生師法施行細則(昭和四十四年五月青森県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中

「2 製菓衛生師法第8条の規定による免許の取消処分を受けたことはありません。(あるときは、処分都道府県知事名、処分年月日及び処分を受けた理由)」

を

「2 製薬衛生師法第8条の規定による免許の取消処分を受けたことはありません。□
 (ないときは、□にシ印を、あるときは、処分都道府県知事名、処分年月日及び処分
 を受けた理由を記入すること。)

3 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者ではありません。□
 (ないときは、□にシ印を記入すること。)

「1

「2 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
 3 他の都道府県知事の行った試験に合格した者にあつては、当該試験に合格したこ
 とを証する書類

「2 他の都道府県知事の行った試験に合格した者にあつては、当該試験に合格したこ
 とを証する書類

改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百四十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定によ
 り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年
 三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

令和七年三月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏 名	勤 務 所	病 院 等	診 療 科 目	年 指 月 日 定
	名	称		

石岡 佳子	弘前大学医学 部附属病院	弘前市大字本町 五三	呼吸器内科、感染症 科(呼吸器機能障 害)	令和 七・三・一
-------	-----------------	---------------	-----------------------------	-------------

青森県告示第百四十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十二条第一項の規定により、令和
 七年二月十八日公有水面の埋立ての承認の申請があつたので、同条第三項において準
 用する同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、東青地域県民局地
 域整備部及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月十四日

青森港湾管理者 青 森 県
 代表者 青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

1 申請者の住所及び名称

宮城県仙台市青葉区本町三丁目三の一

国土交通省東北地方整備局

2 代表者の氏名

国土交通省東北地方整備局長 西村 拓

二 埋立区域

1 位置

青森市大字油川字千刈一七八の一、一七八の三、一七八の五、一七八の六及び
 同岡田二六二の一、二六二の一六の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち①の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線、⑬の地点と①
 の地点を結ぶ昭和五十四年二月三日付け指令第四二八号で竣工認可された埋立地
 と公有水面との境界線(D・L・+〇・八五六メートルより決定)及び平成十年
 四月二十八日付け指令第一四一四号で竣工認可された埋立地と公有水面との境界
 線(D・L・+〇・六九一メートルより決定)により囲まれた区域

- ①の地点 二級三角点街区三角点(北緯四〇度五〇分五九秒一三、東経一四〇度四二分一五秒〇三) から七七度四五分五八秒 三三四・八六メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 三〇四度五五分三六秒 三・三八メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 三四度五五分三六秒 六・〇〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 一二四度五五分三六秒 五・〇八メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 二一四度五五分三六秒 〇・七〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 一二四度五五分三六秒 一一・四五メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 二一四度五五分三六秒 〇・一五メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 一二四度五五分三六秒 三四五・〇〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 三四度五五分三六秒 〇・一五メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 一二四度五五分三六秒 八・八五メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から 三四度五五分三六秒 〇・七〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から 一二四度五五分三六秒 一・三三メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から 二一四度五五分三六秒 五・五八メートルの地点

3 面積

一、八五五・七一平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

青森市大字油川字千刈一七八の一、一七八の二、一七八の三、一七八の四、一七八の五、一七八の六、一七八の七及び同岡田二六二の一、二六二の一六の地内、並びに同千刈一七八の一、一七八の三、一七八の五、一七八の六及び同岡田二六二の一、二六二の一六の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次結んだ線及びアの地点とクの地点を結んだ線により囲まれた区域

アの地点 二級三角点街区三角点(北緯四〇度五〇分五九秒一三、東経一四〇度四二分一五秒〇三) から九五度四一分五〇秒 三一〇・三四六メートルの地点

イの地点 アの地点から 三四度五五分三六秒 五九・一五メートルの地点
 ウの地点 イの地点から 三〇四度五五分三六秒 四六・五二メートルの地点
 エの地点 ウの地点から 三四度五五分三六秒 七〇・八五メートルの地点

- オの地点 エの地点から 一二四度五五分三六秒 三七一・七〇メートルの地点
- カの地点 オの地点から 二一四度五五分三六秒 七〇・八五メートルの地点
- キの地点 カの地点から 三〇四度五五分三六秒 九五・一八メートルの地点
- クの地点 キの地点から 二一四度五五分三六秒 五九・一五メートルの地点

3 面積

三九、九三九・五三平方メートル

四 埋立地の用途

埠頭用地

青森県告示第百四十二号
 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 の名称 小泊 北津軽郡中泊町大字小泊字小泊五〇五 橋本 章司 五 北津軽郡中泊町大字小泊字朝間二三の一 鈴木 直也 五 北津軽郡中泊町大字小泊字朝間二三の一 鈴木 舞子	期 間 令和七年三月十四日から同月二十八日まで 場 所 小泊漁業協同組合 下前漁業協同組合
下前 北津軽郡中泊町大字小泊字下前三三五 工藤 益雄 北津軽郡中泊町大字小泊字下前八四の一 柏崎 智好	〃 〃

風合瀬	北津軽郡中泊町大字小泊字下前二二五 赤石 勇樹	〃	風合瀬漁業 協同組合
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一 九〇の三	山本 隆幸	〃	
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一 八九の四	山本 忠則	〃	
西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川一 四四の三	山本 恵一	〃	

青森県告示第百四十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

加入区 の名称	届 出 事 項	期 間	場 所
野牛	発起人の住所及び氏名 下北郡東通村大字野牛字古野牛川一五 三國 優 下北郡東通村大字野牛字稲崎平三〇の二 圓子 豊 六 下北郡東通村大字野牛字入口三 伊柳 晴美	令和七年三月 十四日から同 月二十八日ま で	野牛漁業協 同組合
横浜	上北郡横浜町字館ノ後五七の六 杉山 亘 上北郡横浜町字百目木一九の二	〃	横浜町漁業 協同組合

青木 大稔	上北郡横浜町字夷ヶ沢平九の七
森川 末勝	

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和七年三月十四日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和七年三月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
坂本 博幸	北津軽郡鶴田町	五所川原市大字姥泡字桜木五五六の一 ほか一筆	

森林病虫害等防除法第五条第一項の規定による命令に係る事項

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、当該命令に係る事項を公表する。

令和七年三月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 区域及び期間
- (一) 区域

西津軽郡深浦町の区域内にある松林の区域のうち、次の図のとおりとする。

〔「次の図」は省略し、その図面を青森県農林水産部林政課、西北地域県民局
地域農林水産部及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(二) 期間

令和七年四月十五日から令和八年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び
薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及び剥皮並びに松くい虫及びその付着している
枝条及び樹皮の焼却をしなければならない。

四 命令をしようとする理由

一の(一)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、松くい虫を駆
除し、又はそのまん延を防止するために必要があるため。

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければな
らない。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、
西北地域県民局長を経由して、青森県知事にその旨を届け出なければならない。
ただし、(三)により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当
該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して青森県知事に提出する
ものとし、その提出があつたときは、青森県知事は、当該申請書を提出した者が
当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を
交付する。

(四) 青森県知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一の(二)に掲げる期間内に当該
措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当
該措置の全部又は一部を行うことができる。

(五) 青森県知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる
措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が
受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する
額をその者から徴収することができる。

知事管理漁獲可能量の変更の公表

知事管理漁獲可能量(令和六年十二月二十五日公表)の一部を次のとおり変更した
ので、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第五項において準用する
同条第四項の規定により公表する。

令和七年三月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

令和6管理年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。)

における知事管理漁獲可能量のうち、次に掲げる特定水産資源に関するものは、次の
とおりとする。

第1 へろまべろ(小型魚)

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県へろまべろ(小型魚) 漁業	317.2トン

第2 へろまべろ(大型魚)

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県へろまべろ(大型魚) 漁業	612.8トン

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律
第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

令和七年三月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

開発区域(工区)に含まれる地域の 名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)

下北郡大間町大字大間字上野二八及び
二九(第一工区)

東京都中央区銀座六丁目十五の一
電源開発株式会社

青森県石油コンビナート等防災計画修正の要旨

石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十一条第一項の規定により青森県石油コンビナート等防災計画(以下「計画」という。)を修正したので、同条第五項の規定によりその要旨を公表する。

令和七年三月十四日

青森県石油コンビナート等防災本部部长

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 計画修正の趣旨

青森県石油コンビナート等防災本部は、昭和五十二年三月に計画を作成し、以後、随時修正を行ってきたところであるが、平成三十一年三月の計画修正後に生じた情勢の変化に対応するため、所要の修正を行ったものである。

二 計画修正の主な内容

- 1 青森県の組織改正及び特定事業所の名称変更を踏まえ、所要の修正を行った。
- 2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更を踏まえ、所要の修正を行った。
- 3 その他、現時点の内容とするための所要の修正を行った。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭